

竹原市排水設備工事施工基準新旧対照表

令和3年7月1日より施行

| 改定後  | 改定前  |       |                 |                                |           |
|--|------|-------|-----------------|--------------------------------|-----------|
|  | 区域   | 事業名   | 整備状況            | 使用開始区分                         | 公共樹設置費用区分 |
| 第3章 排水設備工事等の手続き<br>第3節 その他の申請手続き<br><u>3－3－1 竹原市公共下水管渠工事施工後の公共ます等の増設及び廃止について</u><br>下水管渠工事施工及び公共ます設置後（キャップ止め含む。）に、家屋の増改築や分筆等により、公共ます等の増設及び廃止をする場合には、公共ます設置申請書等を市長に提出しなければならない。市は、申請を受け公共ます等の設置及び廃止が認められる場合には、許可書を交付するものとする。<br>(竹原市公共下水管渠工事施工後の公共ます等の設置及び廃止の取扱要綱第2条及び第3条を参照)<br>この場合において、公共ます等の設置及び廃止申請をする者がその工事に係る費用の全額を負担し、公共ます等を設置した場合は、市へ寄附するものとする。(同要綱第5条を参照)<br>なお、下水管渠工事施工の際に、特段の事情により、公共ます等を設置していない場合においては、別途下水道課へ確認を要するものとする。 | 認可区域 | 公共下水道 | 供用開始地区<br>未整備地区 | 処理開始区域内<br>公費<br>処理開始区域外<br>私費 |           |
| 3－3－2 公共ます設置申請書<br>公共污水ますの設置は、通常下水管渠工事と同時に設置されますが、土地利用計画や家屋の建築予定のない土地については、公共ますが設置されない土地がある。<br>また、家屋の改築や土地の分筆により、ますの増設が必要となる場合もあり、公共ますの新設改築が生じた場合は、公共ます設置申請書を市長に提出しなければならない。<br>(竹原市公共下水管渠工事により宅地内に設置する公共ますの取扱いに関する要綱 別記様式第1号)<br>市長は公共ます設置の要望があった場合には、申請者の都合による公共ますの増設改築は自己負担で、公共ますのない土地又は分筆等による場合は公費で設置することを通知することになる。  |      |       |                 |                                |           |